

智頭町通学路交通安全プログラム ～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成30年12月
智頭町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故等が相次いで発生したことから、平成24年8月に小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「智頭町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

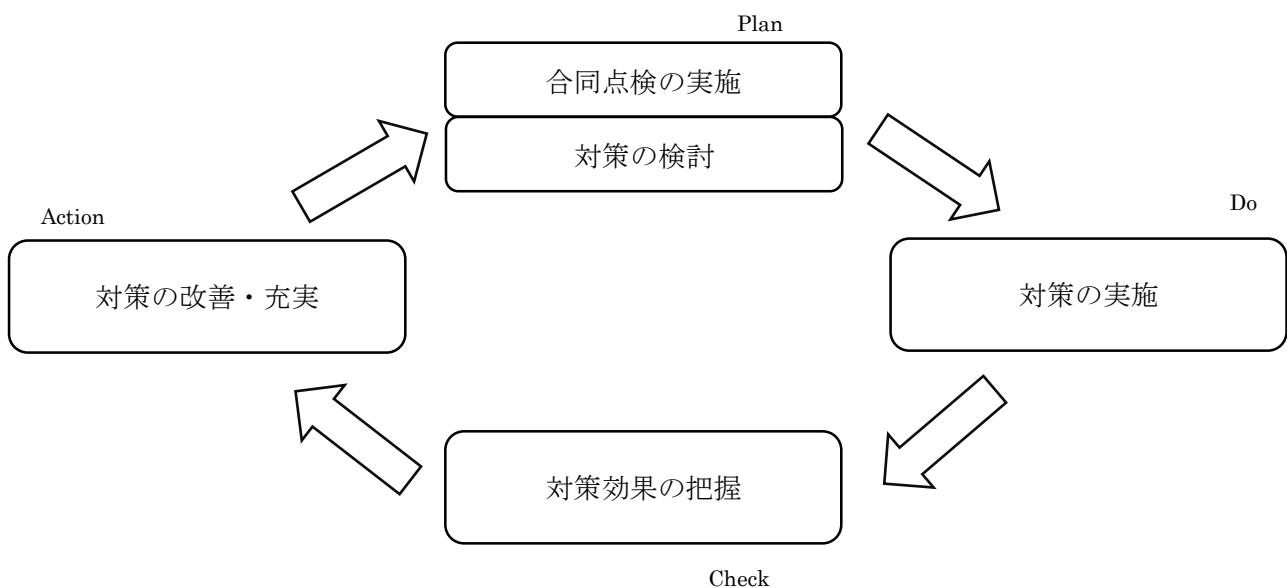
今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 取組方針

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



3. 智頭町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の関係機関で構成する「智頭町通学路安全推進会議」を設置します。

- ・国土交通省鳥取河川国道事務所道路管理第二課長
- ・国土交通省鳥取河川国道事務所郡家国道維持出張所長
- ・鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課計画調査室長
- ・智頭警察署交通課長
- ・智頭町立小中学校長代表
- ・智頭町総務課長
- ・智頭町地域整備課長
- ・智頭町教育委員会教育課長

4. 合同点検の実施

○合同点検の実施時期等

- ・智頭小学校及び、智頭中学校で実施する年1回の通学路点検の結果を受け、危険箇所を把握し、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、危険箇所が把握できしだい隨時行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、智頭町通学路安全推進会議で協議した後、智頭町交通安全対策協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

小学校、中学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

5. 対策の検討

合同点検の結果で明らかとなった対策必要箇所については、その箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策を行い、また、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策も併せて行うなど、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

6. 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

7. 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、期待した効果があがっているのか、また、当該児童生徒等が安全性について実感しているのか等を確認するため、「地域住民へのアンケートの実施」・「車両と歩行者の隔離を測定」するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

8. 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

9. 箇所図・箇所一覧の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【添付資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

別添①

対策一覧表

【智頭小中学校】

平成30年12月28日時点

通学路対策箇所図（町道：源平線）

道路改良工事



通学路対策箇所図（町道：上町本線）

歩道の舗装改良



通学路対策箇所図 国道53号線交差点
町道源平線交差点
郵便局付近

横断歩道舗装改良

